別表六(一)の記載要領等１１号中「特別控除)」の次に「又は所得税法等の一部を改正する法律（令和５年法律第３号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「令和５年旧措置法」という。）第42条の４第１項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）」を加え、「同条第８項第３号」を「租税特別措置法第42条の４第８項第３号」に改め、「同条第１項」の次に「又は令和５年旧措置法第42条の４第１項」を加え、同第11号中「別表六(七)「３」、「７」、「８」、「12」若しくは「15」」を「別表六(七)「６」、「７」、「11」若しくは「14」」に改め、同第11号の表中次のように改める。

「税額控除割合		
3	((10)、(15)又は(16))＋((10)、(15)又は(16))×(11) (小数点以下３位未満切捨て) (0.1又は0.14を超える場合は0.1又は0.14)	(17)　の欄は、令和５年４月１日から令和８年３月31日までの間に開始する各事業年度にあつては「0.1又は」を消し、同年４月１日以後に開始する各事業年度にあつては「又は0.14」を消すこと。

４　租税特別措置法第42条の４第３項第１号イからハまでに掲げる要件を満たす事業年度における次に掲げる欄の記載に当たつては、それぞれ次に定めるところによること。

(1)　「基準年度比売上金額減少割合≧２％の場合の特例加算割合(別表六(十二)「11」)　(21)」の欄　記載しないこと。

(2)　「当期税額基準額((19)＋(別表六(十五)「９」))×(0.25＋(20)＋(21))　(22)」及び「当期税額基準額((19)＋(別表六(十五)「９」))×(0.25＋((20)と(23)のうち高い割合)又は(24)))　(25)」の各欄　「0.25」とあるのは、「0.4」として計算すること。

5	「(7)＞４％かつ令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合 $((7)-\frac{4}{100})\times 0.625$ (小数点以下３位未満切捨て) (0.05を超える場合は0.05) 」	(23)　及び	「(7)＜マイナス４％かつ令和８年３月31日以前に開始する事業年度の場合((9)＞10％の場合を除く。) $((7)+\frac{4}{100})\times 0.625$ (小数点以下３位未満切捨て) (マイナス0.05未満の場合はマイナス0.05) 」

(24)　の各欄は、当該事業年度が租税特別措置法第42条の４第19項第４号に規定する設立事業年度に該当する場合又は「比較試験研究費の額(別表六(十一)「５」)　(5)」の金額が０である場合には、記載しないこと。

６　「当期税額控除可能額((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)　(26)」の欄は、当該法人が租税特別措置法第42条の４第８項第３号の通算法人である場合には「((18)と((22)又は(25))のうち少ない金額)又は」を消し、その他の場合には「又は(別表六(九)付表「31」、「34」又は「36」)」を消すこと。

別表六(二)付表の表を次のように改める。